



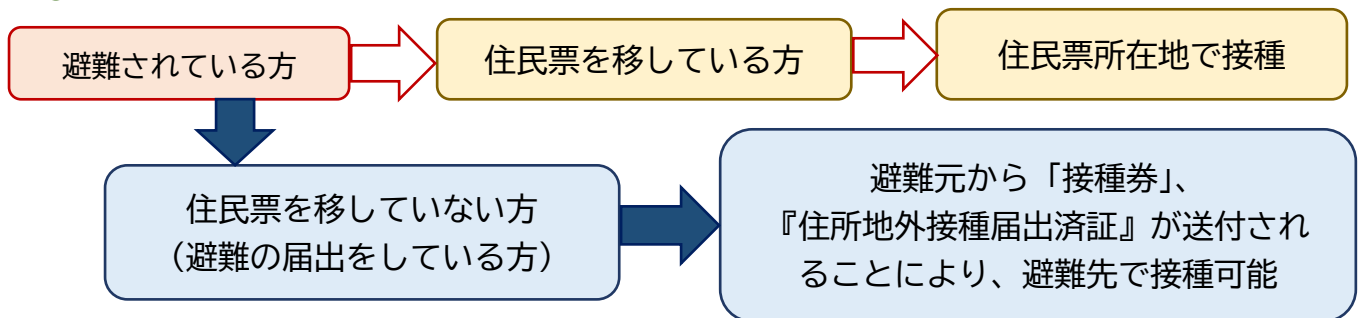
こんにちは **わ** だより

第94号



暴風と大雪に悩まされた冬も終わり、桜の花の便りが聞かれる季節になりました♪
コロナ禍で我慢していたストレスも、花々が癒してくれるのではないのでしょうか!!
新学期の始まり、明るい話題や出来ることが一つでも多くあるといいですね。

新型コロナウイルスワクチン接種情報 避難されている皆様の避難先自治体でのワクチン接種について



新型コロナウイルスワクチンの接種は、住民票がある市町村で受けることが原則とされていますが、東日本大震災により避難されている皆様は、住民票を移していない場合でも、特別な手続きを行うことなく避難先市町村でワクチン接種を受けることが可能となりました。(避難の届出をしている方に限ります。)
※避難の届出状況によっては、接種券等がお手元に届かない場合があります。この場合は、住民票のある避難元市町村にお問い合わせください。

酒田市社協 避難者担当(生活支援相談員)が替わりました



4月より、支援相談員として活動することになりました**高橋亨(たかはしとおる)**です。
趣味は、ラーメンの食べ歩きです。酒田は、美味しいラーメン店が多いですね!!
少しでも皆様のお役にたてれば幸いです。



4月より、支援相談員として活動することになりました**伊藤純(いとうじゅん)**です。
趣味は、お菓子作りで今年は体力向上のためウォーキングを始めたいです。どうぞ、よろしくお願いたします!!

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」の期間の延長について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について復興に向けた取り組みが進む一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和4年3月31日（木）まで延長します。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年4月1日より、原発事故により政府として避難を指示又は推奨している区域等にお住まいであった避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているところです。本措置は令和3年3月末まで実施することとしていましたが、復興に向けた取り組みが勧められる一方、引き続き避難されている方がいる状況を踏まえ、当面令和4年3月末まで期間を延長します。

なお、一部の利用者において、業務や営業目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう令和4年度内に見直しを行います。

【出口料金所で提示が必要なもの】

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります。



「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」の期間の延長について

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年4月26日より、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、実施しているところです。これまでは、令和3年3月31日（水）まで実施することとしていましたが、以下のとおり期間を延長します。

【実施期間】：令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

※令和3年度の新規の支援対象者は、令和2年度末（令和3年3月31日）時点で県外等に自主避難している方となります。

※既存の無料措置証明書をお持ちの方々については、避難元市町村より、利用資格を確認の上、順次、郵送される有効期限を記載した新しい証明書に切り替えていただく事を予定しています。

《問い合わせ先：国土交通省道路局高速道路課 ☎：03-5253-8500》

お問い合わせ先

酒田市地域福祉センター内 酒田市社会福祉協議会

酒田市新橋2丁目1-19(避難者生活支援相談員:高橋◎・伊藤◎)電話・窓口は平日8:30~17:15です。

☎:0234-23-5765/FAX:0234-24-6299 ✉:konnichiwa@sakata-shakyo.or.jp